

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、伊勢原市、海老名市、南足柄市  
寒川町、大磯町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、  
清川村 御中

2022年7月15日

### 「行政文書」規定見直しについての申入れ書

〒231-0021 横浜市中区日本大通17

JPR日本大通ビル8階 横浜合同法律事務所内  
かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 佐藤満喜子

綾部祥一郎 保坂令子 中村晋輔

(本件に関する連絡先)

事務局 小沢(080-3124-5194)

当団体は1997年から地方公共団体における情報公開の充実を目指す活動等を行っている市民団体です。

貴地方公共団体は、情報公開条例において、「文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるもの」を情報公開の対象となる「行政文書」の定義から除く、と規定し、情報公開条例施行規則において「条例に規定する実施機関が定める電磁的記録」として「会議の記録を作成するために録音等をした録音テープ等に記録されている電磁的記録」と規定しています。

また、個人情報保護条例においても、保有個人情報の定義における「行政文書」について、情報公開条例と同様とされています。

当団体は、このような特異な「行政文書」の定義規定について問題点を指摘し改正を求めてまいりました。

地方公共団体における個人情報保護条例について、来春施行の改正個人情報保護法への対応が求められており、貴地方公共団体においてもご対応を準備中のことと存じます。

いうまでもなく、行政機関個人情報保護法には、会議録作成のための録音データを、保有個人情報の定義における「行政文書」から除外するという規定はありません。したがって、改正個人情報保護法のもとでは、個人情報保護分野における「行政文書」の定義には、会議録作成のための録音データも含まれることになり、貴地方自治体においては、情報公開における「行政文書」と個人情報保護における「行政文書」の定義にズレが生じることになります。

同様の規定を有する神奈川県においては、情報公開・個人情報保護審議会から本年5月30日付けで、個人情報保護条例の改正に併せて情報公開条例の「行政文書」の定義規定も改正する(会議録作成のための録音データを除外する規定を削除する)べきとの答申が出され、県はこれに従った条例改正を行う方針です。(答申はweb公開されています。)

貴地方公共団体におかれましても、情報公開条例の「行政文書」規定の改正をすみやかに改正されますよう、申し入れます。

以上